

添付法令資料 1 :

モロッコにおける国内産・輸入医薬品の公売価格を決定するための条件  
及び方法に関する 2013 年 12 月 18 日付政令第 2-13-852 号 (目次)

(第 1 条 無題)

- 第 1 章 価格決定の方法 (第 2 条～第 8 条)
- 第 2 章 医薬品公売価格の決定及び認定 (第 9 条～第 13 条)
- 第 3 章 医薬品公売価格の改訂方法 (第 14 条～第 16 条)
- 第 4 章 本政令の施行時点で販売中の医薬品に関する特例 (第 17 条～第 22 条)
- 第 5 章 最終規定 (第 23 条～第 24 条)

添付法令資料 2 :

2017 年 3 月 1 日付中国国务院令 676 号により改正された主要行政法規リスト

1. 城市绿化条例
2. 档案法实施办法
3. 计量法实施细则
4. 城市市容和环境卫生管理条例
5. 中外合作经营企业法实施细则
6. 城市道路管理条例
7. 广播电视管理条例
8. 印刷业管理条例
9. 文物保护法实施条例
10. 进出口关税条例
11. 直销管理条例
12. 进出口商品检验法实施条例
13. 期货交易管理条例
14. 水文条例
15. 公共机构节能条例
16. 旅行社条例
17. 防治船舶污染海洋环境管理条例
18. 招标投标法实施条例
19. 国内水路运输管理条例

添付法令資料 3 :

公務における公益及び私益の規制並びに利益相反の防止に関する  
2012年1月19日付モンゴル国法律（目次）  
2016年最終改正

- 第1章 総則（第1条ないし第6条）
- 第2章 利益相反の防止（第7条ないし第9条）
- 第3章 公務員に対し課されるべき禁止又は制限（第10条ないし第22条）
- 第4章 私的利益の情報（第23条ないし第26条）
- 第5章 法律執行の監督（第27条ないし第30条）

添付法令資料 4 :

セルラー・モバイル・ネットワークにおけるコンテンツ提供サービスの運営に関する  
2017年1月24日付インドネシア共和国通信情報大臣規則 No.9（目次）  
同年2月7日施行

- 第1章 総則（第1条）
- 第2章 範囲及び目的（第2条ないし第4条）
- 第3章 運営
  - 第1節 運営者（第5条及び第6条）
  - 第2節 提携（第7条及び第8条）
  - 第3節 責任分担（第9条）
  - 第4節 サービス・コンタクト・センター（第10条）
- 第4章 コンテンツ
  - 第1節 コンテンツの掲載（第11条）
  - 第2節 コンテンツの取得（第12条）
- 第5章 景品付コンテンツ
  - 第1節 景品付コンテンツの提供（第13条）
  - 第2節 景品付無料くじ（第14条）
- 第6章 セルラー・モバイル・ネットワークにおけるコンテンツ提供サービス運営のメカニズム
  - 第1節 メカニズムの種類（第15条）
  - 第2節 料金及び課金（第16条）

第3節	有料定期購読メカニズム (第17条)
第4節	無料定期購読メカニズム (第18条)
第5節	有料不定期購読メカニズム (第19条)
第6節	無料不定期購読メカニズム (第20条)
第7章	複数の対象に対するコンテンツの提供 (第21条及び第22条)
第8章	利用者の保護 (第23条)
第9章	アクセスナンバー (第24条)
第10章	許可 (第25条ないし第29条)
第11章	オペレーション適性試験実施手続 (第30条及び第31条)
第12章	テレコミュニケーション・ライセンス料及びユニバーサル・サービス義務 (第32条)
第13章	データ保存 (第33条)
第14章	損害賠償 (第34条及び第35条)
第15章	紛争解決 (第36条)
第16章	監督及び管理 (第37条ないし第39条)
第17章	行政処分 (第40条及び第41条)
第18章	終則 (第42条及び第43条)

添付法令資料 5 :

ベトナム建設法を合一する合一文書 (目次)  
国会事務局の 2016 年 12 月 5 日付第 07/VBHN-VPQH 号合一文書

- 第 1 章 総則 (第 1 条ないし第 12 条)
- 第 2 章 建設の計画
  - 第 1 目 通則 (第 13 条ないし第 21 条)
  - 第 2 目 区域の建設計画 (第 22 条及び第 23 条)
  - 第 3 目 特殊機能区域の建設計画 (第 24 条ないし第 28 条)
  - 第 4 目 農村の建設計画 (第 29 条ないし第 31 条)
  - 第 5 目 建設計画の評価及び許可 (第 32 条ないし第 34 条)
  - 第 6 目 建設計画の調整 (第 35 条ないし第 39 条)
  - 第 7 目 建設計画の実施組織 (第 40 条ないし第 44 条)
  - 第 8 目 建設計画に従う建設管理 (第 45 条ないし第 48 条)
- 第 3 章 工事建設投資プロジェクト
  - 第 1 目 通則 (第 49 条ないし第 51 条)
  - 第 2 目 プロジェクトの設立及び評価並びに建設投資の決定 (第 52 条ないし第 61 条)
  - 第 3 目 建設投資プロジェクトの実施管理 (第 62 条ないし第 67 条)
  - 第 4 目 投資主、建設投資プロジェクト管理役員会、コンサルタント業者及び投資決定者の権利及び義務 (第 68 条ないし第 72 条)
- 第 4 章 建設考察及び建設設計
  - 第 1 目 建設考察 (第 73 条ないし第 77 条)
  - 第 2 目 建設設計 (第 78 条ないし第 88 条)
- 第 5 章 建設許可証 (第 89 条ないし第 106 条)
- 第 6 章 工事建設
  - 第 1 目 工事建設の準備 (第 107 条ないし第 110 条)
  - 第 2 目 工事建設の施工 (第 111 条ないし第 119 条)
  - 第 3 目 建設施工の監督、検収及び建設工事の引渡し (第 120 条ないし第 124 条)
  - 第 4 目 建設工事の品質保証及び保持 (第 125 条ないし第 127 条)
  - 第 5 目 特殊工事建設 (第 128 条ないし第 131 条)
- 第 7 章 建設投資費用及び建設契約
  - 第 1 目 建設投資費用の管理 (第 132 条ないし第 137 条)
  - 第 2 目 建設契約 (第 138 条ないし第 147 条)
- 第 8 章 建設活動能力条件 (第 148 条ないし第 159 条)
- 第 9 章 各国家機関の建設投資活動管理責任 (第 160 条ないし第 165 条)
- 第 10 章 施行条項 (第 166 条ないし第 168 条)